

労働者の権利の侵害を防止し、労働組合の活動を奨励し、労働者の生活を向上させることを目的とする。労働者の権利の侵害を防止し、労働組合の活動を奨励し、労働者の生活を向上させることを目的とする。

十二、議

- 1、労働者の権利の侵害を防止し、労働組合の活動を奨励し、労働者の生活を向上させることを目的とする。
- 2、労働者の権利の侵害を防止し、労働組合の活動を奨励し、労働者の生活を向上させることを目的とする。
- 3、労働者の権利の侵害を防止し、労働組合の活動を奨励し、労働者の生活を向上させることを目的とする。
- 4、労働者の権利の侵害を防止し、労働組合の活動を奨励し、労働者の生活を向上させることを目的とする。

法人協同會議閣出張所

法人協同會議閣出張所

として五月三日午時三十分、労働者に意見を申込んだる結果同日午後六時半より第一回の折衝をなしたのである。

第一回の折衝にては何等纏るところなく翌四日午前中更に第二回の折衝をなしたる結果松尾三蔵に一任することになりたるを以て同日午後一時三十分意見をなしたる處調停者の腹案たる次項條件に労働者は多少不満ありたるも松尾に壓倒され、今後の抗争繼續は不利なるを覺り遂に腹案を賛成するに至つたのである。

十一、解決條件

- 1、賃金値上は二割程度を認むること
- 2、住宅手當は會社住宅建設費月三圓支給
- 3、月二回の公休日、日給を支給す
- 4、四大節は公休とし日給を支給す